

米子市掲示第24号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和5年6月14日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの内容

米子市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務に係る企画の提案

(2) 対象となる業務名

米子市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務

(3) 業務期間

令和5年8月1日から令和9年6月30日までとする。

ただし、別途調達するタブレット端末の納期が遅延した場合は、業務期間を変更できるものとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加申込書及び誓約書の提出日に、米子市指名競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 米子市暴力団排除条例（平成23年米子市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方議会又は地方公共団体において同種業務の実績があること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

米子市議会事務局（電話0859-32-0302）

- (2) 米子市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

実施要領は、令和5年6月14日（水）から同年6月29日（木）までの間に、米子市議会ホームページ（<https://www.city.yonago.lg.jp/gikai/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和5年6月14日（水）から同年6月29日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書等の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に定めるところにより参加申込書、誓約書、企業概要及び同種業務実績確認書を持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和5年6月29日（木）午後5時15分

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に定めるところにより企画提案書、業務実施体制表、提案見積書及び米子市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務システム機能要件確認書を持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和5年7月6日（木）午後5時15分

4 審査

参加申込者が提出した企画提案書等の審査は、「米子市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務プロポーザル選定委員会」が行う。

5 最優秀提案者の選定

審査の結果に基づき、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された提案者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調となった場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

7 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。